

大和市民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

大和市長 大 木 哲

## 大和市規則第27号

### 大和市民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

大和市民健康保険税条例施行規則（昭和46年大和市規則第45号）の一部を次のように改正する。

附則第3項第1号から第3号までを削り、同項第4号中「以後」を「から平成31年度まで」に、「再編されている」を「再編された」に改め、「平成29年度分」の次に「から平成31年度分まで」を加え、「平成31年4月1日から平成32年3月31日」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日」に改め、同号を同項第1号とし、同項第5号中「上位所得層」を「条例第3条に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が6,000,000円を超える世帯（以下「上位所得層」という。）」に改め、「平成29年度分」の次に「から令和2年度分まで」を加え、「平成31年4月1日から平成32年3月31日」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日」に改め、同号を同項第2号とし、同項第6号中「平成31年4月1日から平成32年3月31日」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日」に改め、同号を同項第3号とし、同項第7号中「平成30年度以後」を「令和2年度」に、「再編されている」を「再編された」に改め、「並びに旧避難指示区域等の場合（上位所得層の場合を除く。）」を削り、「平成30年度分」を「令和2年度分」に、「平成31年4月1日から平成32年3月31日」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日」に改め、同号を同項第4号とし、同項第8号を削り、同項に次の1号を加える。

- (5) 令和元年度に指定が解除された居住制限区域、避難指示解除準備区域及び帰還困難区域である場合（上位所得層の場合に限る。） 令和2年度分であって、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの納期に係る国民健康保険税のうち、令和2年4月分から同年9月分までに相当する月割算定額

### 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。